

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容	担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
1 学期	1	1	いじめや体罰を防ぐ手立てがいまの所アンケートに頼っている部分が多く、発見が難しくなっている。	指導部教育活動支援担当（生活指導G）	引き続き、各学校に対し、学校での指導経験のある指導主事を通じて指導助言を行ってまいります。また、学習者用端末を用いて、児童生徒へのアンケートをオンラインで実施できる環境を整備しましたので、導入効果の分析等の取組につきましても 検討してまいります 。	児童生徒がより答えやすくなるよういじめについてのアンケートの文言修正を行ったうえで、引き続き学習者用端末を用いたアンケートをオンラインで実施しており、2学期中に導入効果の分析のため学校へ調査を行います。
	5	1	不登校で登校しない児童への家庭訪問や、集団が苦手や担任が苦手な児童の別室対応（リソースルーム）、保護者や本人の相談、ヤングケアラーやその予備軍への対応や予防、特別支援学級在籍ではないが個別の配慮が必要な児童への対応等、あらゆる対応への人的資源が不足している。担任や管理職だけが個別対応するだけでは対応しきれないことがある。	指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）	児童生徒の課題解決に向けたスクールソーシャルワーカーの活用状況等の効果検証を実施し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの増員や配置のあり方について 検討してまいります 。あわせて、スクールソーシャルワーカー連絡会・研修会にて効果的な活用事例を共有する等、学校支援の更なる充実に努めてまいります。	<p>検討の結果、令和5年度よりスクールソーシャルワーカーを32名増員し、全区役所に配置する人数を1～2名増員することを決定しました。スクールソーシャルワーカーを採用でき次第、順次、区役所に配置しています。</p> <p>・巡回訪問については、新型コロナウイルスの影響がなくなったことから再開に向け運営状況に応じて取組中です。また、当施設の周知については校長会・教頭会を活用し実施できています。ICTを活用する等、訪問方法の工夫については、学校現場との調整も含め引き続き検討中です。</p> <p>・令和5年7月に実施済みです。</p>
				指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）	<p>・教育支援センター配置スタッフによる巡回訪問については、引き続き、各教育支援センターの運営状況に応じて進めるとともに、校長会・教頭会等を活用し、周知を図ってまいります。あわせて、巡回訪問にICTを活用する等、訪問方法の工夫についても検討してまいります。</p> <p>・不登校特例校の入学要件及び教育課程の詳細についても、適正に検討し、令和5年度中にその内容について公表いたします。今後も引き続き、本市の不登校に係る調査研究及び状況分析を進め、不登校児童生徒への支援充実により一層努めてまいります。</p>	
				<p>・子ども青少年局中央子ども相談センター教育相談グループ</p>	<p>・スクールカウンセラーにつきましては、平成24年度に全中学校へ配置、全小学校の34%に派遣していました。年々スクールカウンセラーの増員を図るなか、令和3年度は、全小学校の77%へ派遣いたしました。令和4年度は、全中学校へ配置となりましたが、今後も学校におけるカウンセリング機能の一層の充実をめざし、スクールカウンセラーの増員についても進めていくよう努めてまいります。</p> <p>・教育相談の体制については、子どもや保護者等が利用しやすい相談体制の整備に努めるとともに、引き続き、各学校との連携を深め、問題の未然防止や早期発見、早期解決につなげてまいります。</p>	<p>・スクールカウンセラーについて令和4・5年度の2カ年で53名増員しました。今後も予算確保に向けて努めてまいります。</p>

1 学 期	7	7	<p>2005年度以降の規制緩和により、多様な人材の採用に関して、一定の成果が表れていると考える。しかし、質的な観点での人材確保にあたっては、課題も多いように感じる。きめ細かく児童の指導・対応にあたることのできる教員が求められるが、児童への対応と業務に追われ、年度途中で体調を崩すことによる欠員発生の事象が常態化していると感じられる。職業選択の際に教員を敬遠する世論の動向を転換し、魅力ある教員像の構築および学校づくりが求められている。</p>	<p>特別免許状の適用条件の緩和などの応急処置は、中長期的な問題の解決には至らないと考える。将来を見据えた人材の確保にあたっては、採用前からの人材育成と採用後数年での悉皆研修の充実が有効であると考えられる。例えば本校では、教育実習期間後、資質・能力に将来性のある学生を支援サポーターとして登録している。学校と行政のパイプをさらに太くし、それらの人材を学校側が報告し、行政管理ができるよりよいシステムを構築できれば、採用前から大阪市の人材確保に寄与できると考える。また、大学連携(新教育センター)についての周知が不十分である印象を受ける。指導主事および専門研究者以外にも、現場で実践的指導力を発揮している教職員の知識や技能を採用後の教職員に伝達する機会が必要である。そのために新教育センターの位置づけ・方向性や将来性を宣伝し、教育機関すべてで連携を強化できるような研究施設としていくことを切望する。</p>	<p>教育センター教育振興担当教育政策課(企画G)</p>	<p>養成・採用・研修を一体として捉え、大学と連携・協働した研修プログラムの企画・開発と教員のキャリアステージに応じた研修の充実を行い、教職生活全体を通じて、自ら実践的指導力等を高めるとともに、知識・技能の絶えざる刷新を行える、探求力を持った学び続ける教員を育成していきます。今後、大阪市のホームページに新教育センターの建設に向けた情報を発信するとともに、教員にとって初心を取り戻すことができたり、最先端の知識を得たりすることができる場として新教育センターが広く開かれた施設として活用されるよう広報誌や教育フォーラムなど機会を捉え教員に周知していきます。また、これから大阪市の教員を志望する学生にも周知できるようにするために、教育実習事前研修会で新教育センターの紹介を行い、大阪市の教育の魅力を伝え、志願者増につなげていきます。</p>	<p>「今後、大阪市のホームページに新教育センターの建設に向けた情報を発信するとともに」 →検討の結果、大阪市教育センターのホームページに新教育センターの情報を掲載。 令和5年4月に実施済み。</p> <p>「広報誌や教育フォーラムなど機会を捉え教員に周知していきます。」 →検討の結果、広報誌については今後の検討課題とし、機会があれば活用していく。自作の紹介動画を作成し、令和4年12月の教育フォーラムにおいて周知済。また、その動画を今年度は、研修実施前に放映し、周知に努めている。</p> <p>「また、これから大阪市の教員を志望する学生にも周知できるようにするために、教育実習事前研修会で新教育センターの紹介を行い、大阪市の教育の魅力を伝え、志願者増につなげていきます。」 →検討の結果、令和5年8月に実施済み。</p>
	8	7	<p>・「働き方改革」の中でも教職員の過重な労働は全く変わっていない。特に、コロナ禍の中で、教職員の負担は尋常ではない状態が続いている。加えて、小学校では、道徳や外国語活動の教科化、すくすくウォッチなどのテストの増加、オンライン授業の準備により、教職員の勤務時間外労働は増加している。大阪市の教職員の病気休職(精神疾患を含む)の割合が他の自治体と比べても高い状態が続いている。・ほとんどの小学校で教職員の休憩時間が授業中に設定されており、事実上、休憩時間を取れない。・朝の登校指導を勤務時間前に行うことが常態化している。</p>	<p>・全国に先駆けて1年生から6年生までの35人学級の実現をしてほしい。子どもたちの感染予防対策にもなるし、教職員の負担も軽減できる。勤務時間外労働を縮小するだけでなく、打刻した出退勤記録には表れない労働を削減してほしい。例えば、休憩時間に授業や会議、行事を入れず、休憩をとれる環境の整備。朝の登校指導を勤務時間内に行うことの徹底。</p>	<p>学事課(学事グループ)</p>	<p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っています。</p>	<p>本市では、令和5年度について、小学1年生から4年生までを1学級35人として学級編制を行っています。令和7年度に、小学校全学年において、学級編制の標準が1学級35人となる予定です。なお、さらなる学級編制の標準の改定に向けて、令和5年度においても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っています。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容	担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
2 学期	3	9	<p>行事の度に学校周辺の公道に保護者が自転車を駐輪しており、その対応のため教職員の負担が大きい。</p> <p>公道への駐輪の結果、歩行者の通行に支障をきたし、通行人や地域の方からご意見をいただくことがある。数年前には、警察から学校周辺の自転車をなくすよう指導を受けたこともある。その後、やむを得ず運動場に駐輪場を設けてきたが、駐輪する保護者がさらに増えてしまった。</p> <p>駐輪場の設営・管理等で負担が大きいため、本年度は運動場に駐輪場を設けていないが、そうすると以前のように学校周辺にとめるケースが増えている。対策として「自転車での来校はせず徒歩で来てください」と繰り返し手紙を配布しお知らせしてきた。また駐輪禁止の張り紙、コーンやロープを設置しているが、駐輪がやまない。</p> <p>学校側で自転車を勝手に移動させることは法的にできないため、板挟みになっている。</p>	<p>指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）</p>	<p>2 教育委員会事務局として、今後、自転車交通ルールの遵守やマナーの向上に係る周知する際、併せて、自転車にて来校する際のマナーについても周知することを検討してまいります。また、教育委員会事務局から各校あてに発出している事務連絡（下記参照）等を活用し、管理職およびPTA役員等の協力のもと、保護者や保護者が学校に集まる機会において、違法駐輪や迷惑となる駐輪の追放に向けた啓発活動を行うなどの方法を、学校の実情に合わせて検討していただけないかと考えております。【参考となる事務連絡】・令和4年10月11日事務連絡「令和4年『自転車マナーアップ強化月間』等の推進及びポスター掲示について（依頼）」・令和4年11月14日事務連絡「自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等の周知について（依頼）」</p>	<p>「自転車にて来校する際のマナー」の周知について、検討の結果、令和5年9月を目途に小中学校へ周知する予定です。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3 学期	1	2	<p>・大阪市立小中学校で特別支援学級に在籍している児童生徒が、特別支援学級で授業を受けずにほとんどを通常学級で過ごしている。</p> <p>・同じく、特別支援学級に在籍している児童生徒が、自立活動を行っていない実態がある。</p> <p>・特別支援学級担任が、特別支援学級での授業を行わず、ほとんど通常学級への「入り込み」をしている。</p> <p>以上の課題は、以下のような問題がある。</p> <p>①「障害のある子共の教育支援の手引き」(文科省特別支援教育課・令和3年6月)で、「週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討すべき」と述べられている。</p> <p>②文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(4文科初第375号)に抵触する。「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」とする文言に反している。</p> <p>③上記、①と②を踏まえ、大阪市教育委員会作成の「就学・進学相談に関するQ&A」のQ6、Q9でも同様のことが述べられている。</p> <p>④入り込み指導の場合は、特別の教育課程を組むこととなっているが(「就学・進学相談に関するQ&A」Q10)、本校では、このような取り扱いは一人を除いてしていない。</p> <p>⑤①と②は法的拘束力を有する(国家行政組織法第14条2項)。また、③も法的拘束力を有する(地教法21条5号)。</p>	<p>①保護者に就学に関する教育相談の段階で、週8時間以上特別支援学級の教室で学習することが入級の条件であることを確実に伝え、納得するためのスキームを作る。</p> <p>②具体的には、特別支援学級に入級を希望するとの保護者記入の様式に、「週8時間以上特別支援学級で学ぶことを説明され、了承しました。」等の一文を加える。</p> <p>③書類上だけではなく、実際に特別支援学級での授業を行っているか把握するためのスキームを作る。</p> <p>④具体的には、保護者向けのアンケートを作成したり校内の教員用時間割表を提出する、知的障害学級に入級している生徒の評定を教育委員会が把握するなど。特に最後の具体例に関しては、知的障害学級に入級して国語や数学で「3」などの評定がついていれば、抽出授業を実施していないことは明らかであるから、把握しやすいと考える。</p> <p>⑤就学に関する教育相談で教員が説明すべき項目、抽出授業を行う教科などを様式化して、各学校に使用を義務付ける。</p> <p>以上、①～⑤を提案させていただきます。</p>	指導部インクルーシブ教育推進担当	<p>【令和4年4月の文部科学省通知以降の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月、学びの場の再検討や教育課程について、校長を対象とした研修を実施。 ・同じ場で学ぶことだけでインクルーシブ教育としてはどうか、一人一人の学ぶ内容や学習目標が吟味されといるか等について、再検討するよう指示。 ・令和4年6月、校長を対象とした「就学・進学及び自立活動に関する研修」を実施。 ・令和4年7月、6月に実施した「就学・進学及び自立活動に関する研修」と同内容を、特別支援教育に関わる全教員へ実施。 <p>【令和5年4月以降の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月、通級による指導の学びの場の拡充について、校長を対象とした説明会の実施。 ・令和5年5月、通級による指導の学びの場の拡充について、保護者あてに通知予定。 <p>指導主事の学校訪問等において、自立活動等、「特別の教育課程」に基づく授業が実施されているかを確認。</p>	<p>【令和5年4月以降の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月13日・17日、「令和5年度 特別支援教育に関する事業説明会」において、通級による指導の学びの場の拡充について、校長を対象とした説明会を実施しました。 ・令和5年5月30日、「障がいのある児童生徒の学びの場の充実について(保護者あて案内配付のお願い)」において、通級による指導の学びの場の拡充について、保護者あてに通知しました。 ・現時点では、小学校45校、中学校15校の学校訪問等において、確認しました。 令和5年7月19日付「令和6年度 通級による指導及び特別支援学級状況報告ならびにヒアリングについて」において、9月4日～22日に実施する全校の校長とのヒアリングの際に、在籍する特別支援学級児童生徒個々の自立活動等、「特別の教育課程」に基づく授業が実施されているかを確認する予定です。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3 学期	3-1	その他	<p>人財の流出。(役職のついた人間が職員を財産の「人財」ではなく替えの効く材料「人材」としか思っていないマインドがそもそもの課題。)</p>	<p>昨今の主任クラスの降格、若手・中堅クラスの退職がなぜ続くのか本気で気づかなければ大阪市の教育に未来はない。一般行政が出来ていることを学校現場でも当たり前に行けるというのであれば、学校事務職員という職名を抹消し行政職員と統一してはどうか？市長部局の人間も学校現場がいかに多岐に渡って業務をこなさなければならないのかを知るためにも市長部局側の人間を学校現場に配置。また学校事務職員も市長部局ではこういうことが当たり前に行けるのかと、互いに知り合う、いいきっかけにするためにも市長部局との人事交流を積極的に行ってはどうか？教員の数と学校事務職員の数に圧倒的な差があり、当たり前にしたくても出来ない現状が学校現場にはあるので、それを完全に行政側へシフトさせるのであれば、心のないAIを開発しAIに仕事を任せてはどうか？今後2度と不適切な事務執行もなくなるので、行政的にはハナマルになるのでは？AIで不適切な事務執行がなくなり、さらに業務効率化した学校に通う児童・生徒、保護者は市民サービスが良くなった！と感じられるのであれば、学校事務職員は学校に必要ないし、職員が減ればそれだけ大阪市財政にとってもプラスになるのではないかと？</p> <p>同時に、主幹級の役職定年の年齢をもっと引き下げ(55歳くらい)はどうか？年齢と肩書だけを無駄に重ねて時代に合っていない人間が上に立つ現状を変えなければ若手・中堅が何を思い大阪市を辞めていくのか本当に気付けないので人財の流出を防ぐことは不可能である。役職定年を今より5年ほど引き下げることで、主幹級の人間も定年を迎えるまで必然的に再度プレーヤーとなる。そうすることで様々な問題点を見据え次の世代へ託していけるようになるのではないかと？</p> <p>主幹の選出についても組合人事や人事担当者の恣意性が疑われるような直轄人事を廃止してはどうか？今の主幹級のほとんどが共同学校事務室は人材育成の場、など耳触りのいい言葉だけを並べて仕事の出来る人間にだけ負担を倍増させている。出来る人間ほど馬鹿らしくなり大阪市を去って行って当然ではないのか？本来「みんなで頑張ろう！」とリーダーであるべき階級の人間が「上からこう言われているので文句を言わずにやれ！」とボスの存在として君臨している。リーダーとボスの違いを理解できない人間が上に立つ資格はないのではないかと？</p> <p>それに加えて主幹級の人間はプレーヤーから外れている。プレーヤーから外れた人間が若手・中堅のプレーヤーがどう苦しんで大阪市を去っていくのかわかるわけがない。そしてプレーヤーに戻ることに出来ない主幹級の人間が副校長へ流れていく。そんな現状で教育行政が良くなるわけがない。(こういう話をした時に必ず、主幹級はプレーヤーから外れて然り。と返してくるが、その理屈ならそもそも主任級がプレーヤーで居なければならない現状もおかしなことではないのか？結局は自分の保身しか考えることの出来ない人間を主幹級に添え続ける限り、教育行政が良くなることはないし、人財の流出を防ぐことは出来ない。)職員を替えが効く材料「人材」としか思っていないから仕事のできない臨時を雇わなければならない現状があるのではないかと？そうして、また不祥事が起きて対応に追われ、出来る人間が1人ずつ去っていくのではないかと？そろそろ任命した側の責任も問うべきではないのか？このような意見を伝えたくても言葉にするのが得意な人間、不得意な人間がいる。不得意な人間の気持ちをもっと代弁できる人間を主幹級に任命してくれば、人財の流出は防げるのではないかと？</p>	<p>教職員人事担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月 共同学校事務室の全市展開 ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修(令和5年7月頃運用予定) ・定例の事務主幹会議等において伝達を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修を実施済みです。(令和5年7月運用開始済) ・7月5日の事務主幹会議において、職員の丁寧な指導に努めること等を伝達済みです。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3 学期	3-2	その他	業務内容の変更が、あまりにも学校現場と乖離している。	<p>不祥事が起きる度に2度と起きないようにするシステム作りがあまりにも現場を見ていないのではないか？共同学校事務室も先行実施組と後発組との温度差があり過ぎることはどのように考えているのか？先行実施組としか意見交換をしていないように見受けられる。共同学校事務室を始めるとなるときも問題の少ない学校で始めて何の意味があったのか？</p> <p>就学援助のワンストップ申請ができるようになった？そんなもの共同学校事務室でなくても市民サービスを本気で考えている学校事務職員なら最初から取り組んでいたことではないのか？共同学校事務室になったから大々的に出来るようになったと言う時点で市民サービス意識は二の次だったことを露呈している。課題の多い学校が少ない学校に合わせることでどれだけ大変なのか、そういった経験の少ない人間が制度設計をしているから後発組との温度差が生じ益々しんどくなるのではないか？新しいことを始めるときは本当にしんどいところに合わせて制度設計してはどうか？</p> <p>加えて不祥事を起こさせないように本気でするなら業務に対して免許制にしてはどうか？簿記等、会計に疎い人間が担うから問題が起きるのではないか？会計のことをわかっている人間だけで業務を行えば不祥事事態もなくなるのではないか？</p> <p>また、分限免職をもっと積極的に行ってはどうか？仕事ができない時点で大阪市にとってマイナスでしかない人間を雇う必要性があるのか？裁判に向けて証拠が少なく分限免職をするまではと二の足を踏むくらいなら最初から分限免職制度なんて作る必要はなかったのではないか？もっと大阪市として毅然とした対応をすることで緊張感が生まれ、不祥事を起こせば職を失う。という緊張感を持たせて業務を担うべきではないのか。</p> <p>共同学校事務室について、共に働く「共働」があるにも関わらず、なぜ共に同じ「共同」なのか？オール大阪を見据えての共同のはずが、先発組の情報は常に非公開。後発組が聞きに行こうとすると主幹を通してでないと聞けない。本気で共同（オール大阪）で考えているのか疑問しか持てない。非公開にするということは、それぞれの室が評価の取り合いになっている現状があるのではないか？そのような疑問が残る共同学校事務室で市民サービスが向上するわけがないし、誰のための共同学校事務室なのか全く分からない。共同学校事務室よりも先発組の使いまわしなら、最初から全体に配布し、周知徹底しても何の問題もなかったのではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人事担当 ・学校運営支援センター学務担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例の事務主幹会議において取組を共有化します。 ・学校事務職員の不祥事の再発防止及び契約事務を厳正に行うため、より効果的な研修内容を検討し、令和5年度に実施する予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月5日の事務主幹会議において、今後、定例の会議で取組を共有化していくことについて伝達済みです。 ・今年度9月中に、今年度は、管理職（校長）と学校事務職員を対象とした学校財務事務に関する改善に向けた取り組みとして啓発研修（e-ラーニング）を予定しており、現在、準備を進めております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3 学期	3-4	その他	脆弱すぎる大阪市のシステム。	<p>夕方頃になるとパソコンが重くなり、仕事効率が一気に下がる。紙ベースで保管しなければならぬ書類もあるので出力しようとするのと一々時間がかかり過ぎる。セキュリティポリシーを重視するあまり仮想PCにした弊害が出ているではないか？前の状態から出力が明らかに遅くなったと声がセンターに上がっているにもかかわらず、改善させる気はさらさら感じられない。夕方は仕事をしなくていいということか？仕事ができない現状を市民にどのように説明するのか？夕方、来校される保護者に対して出力が遅くて申し訳ございません。お待たせいたしました。と毎度言うが言わない、言えない職員も居る。脆弱過ぎるシステムが問題である。PCスペック等、入札をかける段階で読みが甘すぎるのではないかと？仮想PCもPC紛失からの情報漏洩を考慮してのシステムだろうが本当に大切だと思うものを人間は、なくさないのではないかと？例えば自分の財布を紛失する人間は少ない。なぜなら絶対に紛失したくない！それだけ大切に思っているから。校務PCを財布と同じくらい大切と思えば紛失することはないのではないかと？紛失だけでなく、それこそ破損でも厳罰にするなど厳しい処置を課せば校務PCを紛失や破損することももっと少なくなり仮想PCにする必要性はなくなり、もっと業務効率が上がるのではないかと？大阪市備品に対して厳罰を科し業務効率が上がるようなシステムを組むべきである。</p>	学校運営支援センター（システム）	<ul style="list-style-type: none"> ・教員及び学校事務員が利用する大部分の教育情報利用パソコン（教職員用）については、令和5年1月より旧端末よりも高性能の端末に更新しています。また、リース期間が残存している残りの端末および校内のネットワーク機器については、更新時期が到来したものから更新をおこなっていく予定です。 ・加えて、校務系仮想PCへ接続する際に時間を要する事象については、システム上の処理の見直しにより改善を行っておりますが、今後も引き続き改善対応について検討してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月から令和6年2月までに今年度更新時期が到来する学校の校内にあるネットワーク機器について、より高性能の機器に更新を実施しております。また、残りのネットワーク機器についても、端末と同様に機器の更新時期に合わせて更新を行っていく予定です。 ・加えて、校務系仮想PCへ接続する際に時間を要する事象について、更に令和5年8月にシステム上の処理の見直しにより改善を行っております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3学期	3-5	その他	<p>抽選リストに第三者を介入させることによって生じるタイムラグとその責任。</p>	<p>業者リストについて第三者を介入させ抽選するというものであるが、その第三者も抽選するだけが業務ではないだろうし、24時間いつでもすぐに対応できるというわけでないなら、見落とし等あって当該校が困ることは明白である。第三者を介入させて生じさせるタイムラグより大切なことがあるのではないかと。また緊急特名も予めリストを作成しておき、案件ごとに上からリストの上から順番に契約を進めていくということであるが、例えば1階のガラスが割れ、侵入等の恐れがある場合、リストの3番目の業者ならその日のうちにガラスの入れ替えを行ってくれることがわかっているにも関わらず、ルールに従い1番目の業者へ依頼。その結果翌日、翌々日にガラス入れ替えをやってきて、それまでの間に侵入があり大阪市の財産に何かあったとき、一体誰が責任を取ってくれるのか？こういうシステムを組んだ人間に全責任を負わせられるならそれでも構わないが、大抵は学校長の責任になるのではないのか？そうなることが事前に分かっているのであれば経験値の高い学校事務職員の恣意性について多少必要なことではないのか？こういう経験をしたことのない、想定すらできない平和な世界の人間だけで物事を考え進めようとするから、そこからはみ出てしまう、しんどい学校が存在するのではないかと。またそういう学校に配属された気持ちのある学校事務職員が何とかしようとして不適切な事務執行に繋がるのではないかと。第三者を介入させての抽選リストの執行は責任の所在を明確にしたうえでやるべきである。やり方も各室に委ねる。ということであるならば同じ大阪市でも観点ややり方が変わってくるのではないかと。本気で統一化したなら全責任を統括室長である主幹級の人間に取らせてはどうか？それだけの責任を負うことを自覚すれば今のような温い主幹組織にはならないはずである。運営に対する提言シートを校長・教頭に提出して校長・教頭の評価に考慮できるなら、共同学校事務室として主幹・主任に対する提言シートを提出してその室の主幹・主任の評価を考慮しても良いのではないかと。ほとんどの室から室員の気持ちも無視した主幹・主任への低評価が明白であるからやらないのではないかと。もしくは統括室長の威圧的な態度により正当な意見も出せないような室になっていることが分かっているからやらないかと。もし違うというならば、学校園のような提言シートを主幹・主任の評価に考慮するシステムとして組むべきである。自分のやっていること、言動に室員がついて来れるような主幹・主任であるならば悪い評価にはならないし、より一層市民サービス向上に繋がる共同学校事務室に発展するのではないかと。</p>	<p>・学校運営支援センター学務担当</p>	<p>・令和5年3月、「校園に関する案件の契約方針」の改定（7月1日適用）等説明会にて、事務主幹及び事務主任向けに実施し、見積業者リストの取扱いについて資料説明を行い、学校園へも事務連絡にて資料の送付を行っています。</p> <p>・令和5年6月、令和5年7月1日から適用の「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に伴い、「校園に関する案件の契約方の改定について（資料編）」「業務マニュアル」について改めてSKIPポータルへ掲載し周知を行います。</p>	<p>・令和5年6月30日に、学校園の情報サイト(SKIPポータル)の連絡掲示板等で「校園に関する案件の契約方針」の改訂に伴う関係資料について掲載を行い、職員への周知も実施済みです。</p>

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3 学期	4-1	6	<p>「教育DXの推進」に関して、1人1台端末の導入や学校ネットワーク環境の改善などが進められているが、まだまだ使い慣れない機器類を「使わなくてはいけない」という段階にいる教職員が多く、テクノロジーを活用することにより従来の教育活動および業務全般の在り方そのものを見直すという、本来の教育DXの主旨が浸透するまでに至っていない。その理由に、教職員が「とにかく一度やってみる」「新しいことにチャレンジする」ための予算が確保できないことや現行の会計規則、契約手続きの煩雑さにより時間がかかりすぎ実現できない（例えば高額なICT機器のお試しレンタル、サブスクなど）があげられる。迅速さが極めて重要な意味を持つ今、オーバーコンプライアンスともいえる行政ルールがその足枷となっている。</p>	<p>現行制度では学校独自でタブレットやノートパソコンの購入が規制されているが、たとえばLDの児童生徒にタブレット学習をさせることにより格段に学習効果が高まるケースも報告されており、個別最適な教育の実現には、現場の状況に応じた教員、スタッフの柔軟な対応、発想が欠かせない。税金を原資に行われている以上はたゆまぬ歳出削減も命題である一方、教育現場において“失敗する費用”、“チャレンジする予算”を認めることや物品調達迅速性、柔軟性を重視すべき。</p> <p>不適切な事務処理防止のため、現在行われている業者抽選や3品例示などの運用ルール整備や決裁ルート強化も市民への信頼醸成において大切だが、変化の激しい時代に実行スピードがともなわない学校現場に保護者が信頼を寄せるだろうか？また現場の教職員においても、自分たちの判断を信頼しない教育行政への信頼を欠くこととなる。</p> <p>内部統制は業務の可視化、効率化に必要不可欠だが、「契約事務の適正化」という部分最適に陥り、本市の目指す教育目標の実現という全体最適をさまたげることにならないよう、現場がより柔軟な判断ができる体制、仕組みづくりが必要と考える。手続き上の人的ミスを最小限に抑えるためデジタルテクノロジーを活用し、より迅速に、柔軟に物品調達が可能となるよう公費執行に関するルール全般の見直しを検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育政策課 ・教育センター教育振興担当 ・学校運営支援センター学務担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育アシスタントは、令和5年度の前期は月2回の定期訪問を実施。 ・ICT教育推進アドバイザーは、原則、学期に1回の訪問、申し込みにより追加で複数回訪問を実施。 ・ICT活用研修は、7・8月に36回実施予定。冬季休業は開催講座を検討中。特別ICT活用研修として、SKYMENU Cloudに係るオンライン研修を6月以降10回開催予定。 ・令和4年7月、全学校事務職員対象に、校園契約に関する研修を実施。 ・令和5年3月、「校園に関する案件の契約方針」の改訂等説明会を事務主幹及び事務主任向けに実施し、校園へも事務連絡にて「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に関する資料を送付。 ・令和5年6月、令和5年7月1日から適用の「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に伴い、「校園に関する案件の契約方の改定について（資料編）」「業務マニュアル」について改めてSKIPポータルへ掲載し周知する。 ・学校事務職員が契約事務を厳正に行うため、より効果的な研修内容を検討し、令和5年度に実施する予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月30日に、校園の情報サイト(SKIPポータル)の連絡掲示板等で「校園に関する案件の契約方針」の改訂に伴う関係資料について掲載を行い、職員への周知も実施済みです。 ・また、研修については、今年度9月に、今年度は、管理職(校長)と学校事務職員を対象とした学校財務事務に関する改善に向けた取り組みとして啓発研修(e-ラーニング)を予定しており、現在、準備を進めております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 (今後検討する場合は、スケジュール等を明記)	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3 学期	4-2	7	<p>「人材の確保・育成としなやかな組織づくり」に関して、現在「働き方改革推進プラン」に基づいて各分野の専門性を有した人材の採用など教職員の働きやすい環境整備が進められている一方で、多様なスタッフ（部活動指導員やその他会計年度任用職員）が学校現場に配置されることにより、その動態管理や職務上の様々な打ち合わせなど新たな業務が発生し、主に教頭・事務担当者の窓口対応負担が激増している。具体的には会計年度職員（未経験者）に対し労働条件、休暇や出張といった各種制度、手続き、書類記入のしかた等について繰り返し指導・育成を行わなければならない。また勤務日時に応じてアプローチしなければならない。また物品購入や修理などの予算執行に関しても従来顧問であった教職員のかかわりが徐々に薄れ、連絡・伝達がうまくいかず判断、決定に時間を要することが増えている。</p> <p>また、今後一層増加する多様な教職員の働き方（介護を担いながらの勤務、夫婦共働きでの子育て、定年延長など）に対し、さまざまな制度を活用し、ひとりひとりの事情に応じた選択を行えることが望ましいが、学校現場全体の多忙感は依然として解消されておらず、制度についての知識等を共有できる状態にない。先述の会計年度任用職員同様、教頭・事務担当者による通知文書回覧などを都度行っているものの、膨大な電子文書の閲覧・配布、配布された側の教職員も膨大な量の文書熟読を求められて疲弊し、SKIP掲示板の多くが未読状態あるいは流し読み状態となっており、重要なものを見落とすといった弊害も出ている。</p>	<p>会計年度任用職員などすべてのスタッフの動態管理をカードリーダー等システム化するべき。周知すべき各種制度についても、従来の文書通知方式ではなく、たとえばデジタルサイネージの活用により視覚効果を高めたり、文書を読み込む教職員の時間的、体力的負担を軽減することができる。現在の勤務校でもサイネージを試験導入して検証しているが、通知文書の周知よりもコンプライアンス意識向上につながりやすく、自然に学ぶことができると肯定的な意見も多い。ただし配信側はコンテンツ作成業務などが負担になるため、各学校単位でなく、全市や共同学校事務室など地域単位で同一コンテンツを一括配信できるネットワークやシステム構築について、また防災・減災などのコンテンツの各局提供など、市としての取り組みを検討してほしい。ほとんどの教職員は悪意を持って不祥事をはたらくのではなく、制度やルールの理解が追い付いていないためであり、その制度やルールがあまりにも複雑・煩雑化しているために共通認識をはかることができないまま精神的負担が蓄積し、ミスを誘発している。問題の本質を見誤ってさらなる管理強化を進めることはしなやかな教職員組織を形成するどころか硬直化した組織、ひいては人材流出へとつながる。直接的な改善策ではないが、もっと現場の生の声を聴いて（現場に足を運んで実態を見て）人間らしい働き方とは何かを模索する努力が必要なのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人事担当 ・教職員給与厚生担当 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年秋に予定している通知文において、改善を予定しています。 ・令和5年5月に、勤務条件の手引きを改正し、Q&A集と併せてSKIPポータルに掲載します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定通り令和5年秋の通知文において、制度全般の問い合わせ先を明記するなどの改善を図る予定です。 ・令和5年5月に勤務条件制度の手引きを改正し、Q&A集と合わせてSKIPポータルに掲載しました。